

# 仕 様 書

## 1. 件名

令和8年度「地域資源発掘型プログラム事業」に係る地域観光プロモーター業務委託

## 2. 目的

都内には、観光資源として活用されていない地域資源が数多く存在する。本事業では、観光協会のほか、民間企業などの多様な主体が共同で実施する観光資源の発掘や既存の観光資源の磨き上げなどによる特産品の開発やイベント等の事業化に向けた検証を支援し、次年度以降、各地域において自主的かつ継続的に取組を実施していくことで、国内外からの旅行者誘致を図っていくことを目的とする。

## 3. 契約期間

令和8年8月3日（月）から令和9年7月30日（金）

## 4. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

## 5. 定義

本仕様書で使用する語句の定義は以下のとおりとする。（その他、別紙も参照）

語句	定義
観光協会等	地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とする区市町村等との連携の下に設立された都内に所在する団体（法人格不問）
地域観光プロモーター	本事業で活用する地域資源を有するエリアの観光協会等と連携し、協議会を組成し、以下で記載の「7. 委託内容」を実施する本事業の受託者

## 6. 全体運営

受託者は、本事業の地域資源（観光資源）を有するエリアの観光協会等を中心とした地域の関連団体等と連携した協議会を組成し、観光資源の発掘や既存の観光資源の磨き上げに係る各取組を実施、推進すること。

実施に当たっては、協議会での意見等を集約し、地域の意向を反映した内容とすること。また、実施内容は事前に財団に承認を得ること。

### （1）地域資源（観光資源）の活用

本事業における「地域資源（観光資源）」とは、その地域における自然・景観・歴史・食・文化・産業等、有形・無形の要素を指す。地域に眠る観光資源の発掘や既存の観光資源の磨き上げを行い、一層の旅行者誘客等に繋がる取組を「地域資源（観光資源）の活用」と定義する。そのため、地域資源（観光資源）の活用に当たり、必ず各自治体の担当部署等へも事前に説明を行い、本事業への協力を取り付けること。

## （2） 地域との連携

本事業では、貴重な地域資源の活用に関し、各地域が自主的かつ継続的に取組を実施し、国内外からの旅行者誘致を図っていくことを目的としているため、本事業で活用する地域資源が存在するエリアの地域で主体となって観光まちづくりに取り組む団体等（都内観光協会、都内に所在する商工会・商工会連合会・商工会議所等）との連携を必須とする。

なお、連携に当たっては、次の3つのいずれかを選択の上、実施すること。

### ①単域(各区市町村内での取組)

都内の単一区市町村内で事業を実施

### ②広域 a(都内複数区市町村の連携による取組)

都内の複数の区市町村にまたがって事業を実施

### ③広域 b(他道府県との連携による取組)

都内での事業実施を中心としながら、都外の地域で主体となって観光まちづくりに取り組む団体等と連携し、都内外で事業を実施

## （3） 協議会の組成

事業の運営に当たり、協議会を組成すること。

協議会の構成員には、地域で主体となって観光まちづくりに取り組む団体等（都内観光協会、都内に所在する商工会・商工会連合会・商工会議所等）を必ず1者以上含めるとともに、NPO法人、民間企業、町会・自治会など、複数の団体等を加えた計2者以上（地域観光プロモーター含め3者以上）とすること。（構成員の対象等については別紙参照）

## 7. 委託内容

### （1） 協議会の運営

令和8年8月中に発足し、月1回程度を目途に開催すること（財団はオブザーバーとして参加する）。

受託者は、協議会開催の都度、財団及び関係者と協議の上、協議会における議題の整理、事業の進捗状況の報告、関連資料の作成、会場の手配、スケジュール等の確

認及び各種調整を行い、協議会実施の前日までに、協議会の次第及び関連資料を財団及び関係者に提出すること。

また、必要に応じて、協議会の進め方、事業の進捗及びスケジュール等について財団及び関係者と打合せを行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を財団及び関係者に提出すること。

## (2) 対象となるプログラム事業の企画・実施

本事業の対象となるプログラム事業は、観光資源の発掘及び既存の観光資源の磨き上げの取組である。そのため、実施に当たっては、以下①から④までの要素を1つ以上必ず含めるとともに、地域特性に応じた、より継続性の高い取組となるよう、地域資源活用の企画案を検討の上、実施すること。

また、実施要領にて別途定める上限増要件についても積極的に盛り込むこと。

なお、同一地域内または他地域との複数の地域資源を組み合わせることも妨げない。

### <対象となるプログラム事業>

#### ① 地域における特産品の企画・開発

その地域で作られまたは収穫された産物（食品、工芸品など）を活用し、旅行者誘致や消費額の拡大に繋がるような特産品を新規で企画・開発すること。なお、既に地域で認知されている特産品の活用も対象とする。

いずれの場合も、試作品の企画や開発、専門家へのヒアリング、類似事例の調査・研究、モニターによる試食会等の実施などにより、改善のプロセスを行いながら進めること。

#### ② 旅行者誘致イベントの企画・実施

地域の特性に応じたイベントを企画・立案し、効果的に訴求できるターゲットを設定すること。また、参加者が参加しやすい時期や時間帯（例：週末、長期休暇中、観光ピーク期等）を考慮してイベント等の開催時期を設定すること。

内容は、過去に実施されていない新たなイベントであることが望ましいが、既に地域で認知されているイベントであっても、これまでの方法から改善を図るプロセスが明確に整理されていること、また、これまでの方法から新たに追加した企画内容等で実証を試みることで、今後の一層の旅行者誘客等に繋がること等が期待できる内容等であれば、本事業の対象とする。

#### ③ 着地型旅行商品の企画・造成(体験プログラムやツアーなど)

②同様、地域の特性に応じた商品を企画・立案し、効果的に訴求できるターゲット・時期等を設定すること。実施に当たっては、モニターツアーの実施などにより、改善のプロセスを行いながら進めること。

内容は、過去に販売等されていない新たな商品の造成であることが望ましいが、既に地域で認知されている商品であっても、これまでの商品から改善を図るプロセスが明確に整理されていること、また、これまでの内容から新たに追加した企画等で実証を試みることで、一層の旅行者誘客等に繋がる内容等であれば、本事業の対象とする。

④ その他、観光財団が必要と認めるもの

本事業の目的に鑑み、効果的な事業があれば実施すること。内容は、過去に実施されていない新たな企画であることが望ましいが、既に地域で認知されている企画等であっても、一層の旅行者誘客等に繋がる内容等であれば、本事業の対象とする。

(3) 広報・PRの実施

(2) のプログラム事業を効果的に実施するため、各種印刷物（ちらしやポスター等）やウェブサイトの制作、SNS を活用した情報発信等、効果的な手法を検討の上、必要な取組を実施すること。実施に当たっては、事業終了後も地域で継続的に活用できるような素材を十分に検討すること。

(4) 効果測定の実施

プログラム事業の実施に当たり、次の内容を踏まえた効果測定等を実施すること。

- ① 測定指標（例：特産品の開発数、参加者数、参加者へのアンケート結果等）
- ② 測定方法
- ③ 目標値

なお、アンケート等は、事業目的に沿ってプログラム事業の効果を検証できる設問になるよう工夫し、事前に財団の承認を得た上で実施すること。

(5) 成果検証報告会の実施

(4) での効果測定結果を含め、プログラム事業の成果を財団にプレゼンテーションでの報告を行うこと。

(6) アドバイザーの活用

プログラム事業案採択後には、地域特性に応じた、より継続性の高い取組となるよう、財団が別途実施している「地域における観光まちづくりの支援アドバイザー派遣事業」を活用すること。

実施に当たっては、受託者の希望を踏まえ、財団がアドバイザーを派遣し、助言を行う。派遣回数は原則 10 回以内（最大 40 時間×派遣人数 1 名＝40 時間）を想定しているが、詳細の申請方法等については、別途通知する。なお、派遣に伴う各種費用については財団が負担を行う。

(参考：東京都観光まちづくりアドバイザー人材バンク：<https://www.tokyo-adviser.jp/>)

(7) 次年度事業計画書の作成

プログラム事業を通じて整理された課題を解決もしくは軽減するために、受託者は事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のための事業計画書を作成すること。

規 格	大きさ：A 4 色：4色カラー刷り 仕 立：くるみ表紙、無線とじ（難しい場合は平綴じでも可） その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上

(8) 報告書類の提出

受託者は、(1)～(7)の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

① 事業実施報告書

ア. 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・受託事業者・事業目的）、  
事業内容、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

イ. 広報及び周知活動の実施

ウ. 各種広報ツールの制作や各種コンテンツの整備等

エ. 事業の成果

オ. 今後の課題

カ. 今後の展開

キ. 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A 4 色：4色カラー刷り 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上

② 事業実施報告書概要版

記載内容については、財団と協議の上、作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

ア. 現状・課題

イ. 実施内容

ウ. 成果

エ. 課題及び今後の展開

規 格	大きさ：A 3 頁 数：1枚・中折片面・見開き
-----	----------------------------

	色 : 4色カラー刷り
その他	校正 : 2回以上

## 8. 納品物

- (1) 事業実施報告書 2部
- (2) 事業実施報告書概要版 2部
- (3) 「事業名」の次年度事業計画書 2部
- (4) (1)～(3)の電子データ
- (5) その他、本事業で作成した一式の電子データ

## 9. 事業実施上の留意点

- (1) 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な手続きを行うこと。
- (2) 東京都及び財団が実施するアンケート調査や広報・PRの掲載原稿の作成、写真の提供等に協力すること。
- (3) 本委託事業の履行において事故が発生し、財団や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに財団に報告すること。
- (4) 受託者と財団は双方協議の上、随時打合せ等を行うこと。
- (5) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- (6) 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時期、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

## 10. 料金設定及び事業における収入等の取り扱いについて

事業の実施に伴い、受託者が収入を得る場合の取扱いについて、以下のとおりとする。

### (1) 料金設定について

- ・ 企画を実施する際、任意で参加費等、費用を徴収することは可能とする。
- ・ 料金の割引は、試験的实施の観点から、委託期間中に実施する際には、想定価格等から一定割合で割り引くことは可能。ただし、無料や想定価格のおおむね半額を下回る、低廉な価格は、商品化に受けた適正な事業化の検証に繋がらない恐れがあることから不可とする。
- ・ 着地型旅行商品の企画・造成（体験プログラム）における料金設定について、一般客向けにツアー等を実施する場合は、募集チラシ等に明記の上で、参加者より料金を徴収すること。

### (2) 収入等の取り扱いについて

- ① 新たに収入が発生することとなった場合（成果物の販売開始や有償での提供など）は、事前に財団と協議した上で、委託料請求時に実際に徴収した料金に応じて精算すること。
- ② 事業を通じた成果物を無償で提供する場合は、事前に書面によって財団に報告し、了

承を得ること。

- ③上記①による収入があった場合、また、②による無償提供があった場合は、事業終了後に最終的な収入額、配布物の内容、量等をデータ等による確実な方法で財団に報告をすること。

#### 11. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

#### 12. 秘密の保持

受託者は、第 11 により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第 11 により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

#### 13. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」\*第 14 に定めるところによる。

\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho\\_tokkishiyosho\\_20260305.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx)

#### 14. 委託事項・関係法令の遵守

本委託業務の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

#### 15. 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」\*\*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」\*\*\*に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行に当たり第 11 により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

\*\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_yoryo\\_20250401.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf)

\*\*\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_tokkishiyosho\\_20260130.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx)

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

- ① 本事業を遂行するための各種情報収集、モニターツアー等の実施を通じて得たもので、調査回答者及び参加者等の氏名、連絡先、メールアドレス及びアンケート回答など
- ② 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
- ③ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報 (IP アドレスなど) も①、②と同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」\*\*\*\*及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」\*\*\*\*\*に定められた事項を遵守すること。

\*\*\*\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/security\\_houshin.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf)

\*\*\*\*\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi\\_joho\\_tokkishiyosho\\_20260305.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_joho_tokkishiyosho_20260305.docx)

また、第 11 により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

- ① 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
- ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）も①と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

## 16. 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき委託料を一括で支払うものとする。

## 17. その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。

連絡先：(公財) 東京観光財団地域振興部事業課地域資源発掘型プログラム事業担当 電 話：03-5579-2682
---